

# 告示

## 埼玉県告示第千二百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料、手数料及び物品売払代金の収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

| 施設の名 称             | 受託者の住所、名称及び代表者氏名                             | 委託期間                             |
|--------------------|--|----------------------------------|
| 埼玉県総合リハビリテーションセンター | 東京都港区港南一丁目七番十八号<br>株式会社ソラスト<br>代表取締役 藤 河 芳 一 | 令和三年十月<br>一日から令和<br>六年十月一日<br>まで |